

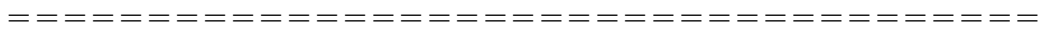
建設業関連情報メールマガジン
第76号
(2016年9月23日発行)

建設業関連情報メールマガジン第76号をお届けします。
このメールマガジンは、「建設業関連情報メールマガジン」の配信を申込み
された方々に配信しています。
なお、配信停止を希望される方は、お手数ですが本メール末尾を参照下さい。

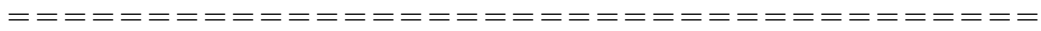


I N D E X

- 1. 担当者からのひとこと
～「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく届出
手続きをお忘れなく～
- 2. 建機購入時等に活用できる補助金・融資・税制について
～建設機械導入時の経済的負担を軽減～



- 1. 担当者からのひとこと
～「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく届出
手続きをお忘れなく～



新築住宅を引渡しした際の資力確保に関する届出の基準日（平成28年9月30日）が近づいてきました。提出期限は、平成28年10月21日（金）ですので、該当する建設業者及び宅地建物取引業者は忘れずに手続きをお願いいたします。

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した建設業者又は宅地建物取引業者には、資力確保措置（保証金の供託又は保険への加入）を講じることが義務付けられています。
また、該当する業者は年2回の基準日（毎年3月31日及び9月30日）ごとに、それぞれ引き渡した新築住宅の戸数及び資力確保措置の実施状況について、

許可・免許を受けている行政庁に届け出ることが義務付けられています。

なお、一度届け出た業者は以後10年間、仮に引渡実績が0件であっても、その旨の届出が必要となります。

保険に加入している場合、基準日後に保険法人から「保険契約締結証明書」及び「明細」が送付されます。これらの書類の記載内容を必ずご確認ください。記載内容に間違いがある場合は、速やかに保険法人にご連絡ください。

- ◎ 制度の概要、基準日の届出手続きに関する取扱いについての詳細はこちら↓
(北陸地方整備局 HP)

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/jyutaku/jyutaku.html>

=====

2. 建機購入時等に活用できる補助金・融資・税制について

～建設機械導入時の経済的負担を軽減～

=====

建設機械の導入には事業者の経済的負担が発生します。

この負担を軽減するために、補助金・融資・税制といった支援制度が設けられています。

これらの制度について下記のとおりお知らせ致します。

- ◎ 補助金における支援制度についての詳細はこちら↓

★省エネルギー型建設機械導入補助事業（地球温暖化対策）

(一般財団法人 製造科学技術センター 省エネ機械導入促進事業本部 HP)

<http://www.eco-kenki.jp/>

★エコリース促進事業補助金制度（地球温暖化対策）

(一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会 エコリース
促進事業部 HP)

<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>

- ◎ 融資における支援制度についての詳細はこちら↓

★環境・エネルギー対策資金（排出ガス、地球温暖化対策）

(日本政策金融公庫 HP)

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html#c06

★IT活用促進資金（企業活力強化貸付）（情報化施工機器）

(日本政策金融公庫 HP)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

◎ 税制における優遇制度についての詳細はこちら↓

★中小企業等経営強化法（中小企業庁 HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

★中小企業投資促進税制（中小企業庁 HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei.htm>

★生産性向上設備投資促進税制（経済産業省 HP）

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html



（バックナンバーについて）

配信済みのメールマガジンについては、以下URLよりご覧いただけます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/mail/backnumber.pdf>

（配信停止の手続き）

このメールマガジンの配信停止をご希望の方は、以下URLより「メールマガジン配信登録・解除」にアクセスし、解除登録を行ってください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

（配信元）

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課（建設業ライン）

※ このメールに対して直接の返信はご遠慮願います。

